

電子提供措置の開始日 2025年 5月30日

## 第22回定時株主総会

### その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

会計監査人の状況  
業務の適正を確保するための体制  
および当該体制の運用状況  
連結計算書類  
連結注記表  
計算書類  
個別注記表  
監査報告書

第22期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

アルフレッサ ホールディングス株式会社

## 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任 あずさ監査法人
2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	120百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	242百万円

- (注)1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

## 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、当該会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会にその旨通知するものとし、当社取締役会はかかる議案を株主総会に提出いたします。

# 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

## 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

当社は、会社法および会社法施行規則にもとづき、以下のとおり当社の業務ならびに当社および当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備する。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① アルフレッサグループ理念に則り、コンプライアンスガイドラインおよび社内諸規程を制定し、法令、定款に適合した体制を整える。
- ② 経営に関わる重要事項は、基本方針および手続きに沿って業務執行会議において検討を行い、取締役会または業務執行会議にて決定する。
- ③ 金融商品取引法および関係法令に従い、経営の透明性と健全性を維持し、財務報告の信頼性および内部統制の有効性の確保および精度向上に努める。
- ④ 社外取締役を選任し、経営監視機能の客觀性・中立性を確保する。
- ⑤ 監査役は、取締役会、業務執行会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行や意思決定の適法性および妥当性を監査する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会、取締役会、業務執行会議および稟議に係る文書等、取締役の職務執行に係る文書または他の情報について、法令および社内諸規程にもとづき、適切に保存および管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業投資、コンプライアンス、情報管理等、経営上の様々なリスクに適切に対応し事業の継続と安定的発展を確保するため、社内諸規程を制定しリスクマネジメント体制を整備する。
- ② 緊急事態発生時には、危機管理体制を発動し、リスクの特性・内容に応じた適切な対応を実施する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① アルフレッサグループ中期経営計画および年度計画にもとづき、進捗管理を行い、目標達成のための施策を展開する。
- ② 執行役員制度により、取締役の職務と執行役員の業務執行を明確化する。
- ③ 取締役会および業務執行会議を定期的に開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。
- ④ 社内諸規程を整備し、職務分掌および職務権限等を明確化し、適時適切な報告体制を整備する。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① アルフレッサグループ理念に則り、コンプライアンスガイドラインおよび社内諸規程を制定し、より高い倫理観をもって誠実に行動することを規範として定める。
- ② 社員への研修・教育を実施し、法令またはコンプライアンス遵守の周知徹底を行い、社内での適時適切な報告・連絡を実行する。
- ③ コンプライアンス相談窓口を設けて情報の確保に努めるとともに通報者の権利の保護を図る。
- ④ 監査部は、法令および社内諸規程の遵守状況等について、内部監査を実施する。

#### (6) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - (A) グループ会社運営規程にもとづき、各グループ会社の経営に関する管理を行い、重要事項についての報告体制を整備する。
  - (B) 各種会議やグループ内の人事交流により、グループ会社間の相互の連携と情報の共有化を図る。
- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
グループの情報管理体制、リスク管理体制を整備し、強化を図る。
- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (A) アルフレッサグループ中期経営計画および年度計画にもとづき、グループ会社の目標進捗状況を管理および検証する。
  - (B) グループ経営の効率化を目的として、グループ社長会議、事業戦略会議をはじめ部門や役割・機能に応じた会議を定期または隨時に開催し、グループ経営に関する事項を協議または審議する。
- ④ 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (A) アルフレッサグループ理念の浸透を図り、コンプライアンスガイドラインおよび社内諸規程を制定し、法令、定款に適合した体制を整える。
  - (B) グループ会社にコンプライアンス相談窓口を設けるとともに、グループ各社共通のコンプライアンスグループ相談窓口を設け、より開かれた通報体制を整える。
  - (C) 監査部は、グループ会社の内部監査部門と連携し、グループにおける監査機能の充実を図る。

#### (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務執行を補助するために、監査役室を設置する。

#### (8) 監査役の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室所属の補助使用人の人事異動について、監査役の意見を踏まえたうえで行う。

#### (9) 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室所属の補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、会社は当該補助使用人に対して指揮命令を行わない。

#### (10) 監査役への報告に関する体制

##### ① 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- (A) 監査役が監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、監査役の閲覧する資料の整備に努める。
- (B) 法令に定める事項の他、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事象については、すみやかに監査役に報告する。
- (C) 監査役が必要と認めた会議については、監査役の出席機会の確保に努める。
- (D) 監査役から意見聴取の要請を受けたときは、すみやかにこれに応じる。
- (E) コンプライアンス相談窓口への通報内容は監査役へ定期的または必要に応じ随時報告する。

##### ② 当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

コンプライアンスグループ相談窓口への通報内容は監査役へ定期的または必要に応じ随時報告する。

#### (11) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者およびその内容について厳重な情報管理体制を整備する。

#### (12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため一定額の予算を確保する。

#### (13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役監査の重要性および有用性を踏まえ、随時意見を交換する。
- ② 監査役による監査部との定期的な意見交換およびグループ会社監査役との会議開催の機会等を確保し、連携強化に努める。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス体制について

- ① 当社グループは、グループ理念に則り、「コンプライアンスガイドライン」を制定しており、コンプライアンス・リスクマネジメント会議や研修等を通じて、その徹底を図っております。
- ② 当社およびグループ各社に設置されたコンプライアンス相談窓口の運用状況は、コンプライアンス・リスクマネジメント会議、取締役・監査役等へ定期的または適宜報告しております。  
また、独占禁止法専用の電話相談窓口をグループ会社内および社外に設置し、各種質問や内部通報を受け付ける体制を確立しており、独占禁止法専用の電話相談窓口の運用状況は、コンプライアンス・リスクマネジメント会議分科会、取締役会等へ定期的または適宜報告しております。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、基本的計画および方針、進捗状況ならびに有効性の評価結果等を取締役会に適宜報告しております。
- ④ 独占禁止法遵守を徹底する為、役職員一同、再発防止に取り組んでおります。

### (2) リスク管理体制について

- ① 当社グループにおける投資案件の審議のため、事業投資委員会を適宜開催するとともに、規程に基づき取締役会または業務執行会議への付議を行っております。
- ② 当社グループでは、事業継続計画(B C P)および災害時の各種マニュアルを整備し、大規模災害時に迅速で安定的な医薬品等の供給ができる体制を整備しております。  
さらに当社グループでは、リスク管理体制の強化を目的にコンプライアンス・リスクマネジメント会議を定期的に開催しております。
- ③ 情報セキュリティ対策推進のため、当社グループ全体で「情報セキュリティ体制」を構築し、グループ統一基準に基づいた教育・運用チェック等を行っております。

### (3) グループ会社の管理について

- ① 「グループ会社運営規程」に基づき、グループ会社に関する重要な事項につきましては、当社取締役会または業務執行会議に付議しております。
- ② グループ中期経営計画および年度計画に基づき、進捗管理を行い、必要に応じて業務執行会議および取締役会へ報告しております。また、グループ社長会議、事業戦略会議およびグループ経営推進会議をはじめ役割・機能に応じた会議を定期的に開催しております。
- ③ 各種会議体を通じてグループ会社との情報共有・報告体制の強化、コンプライアンス教育の徹底、内部通報制度の充実・強化を図っております。

#### (4) 取締役の職務の執行について

- ① 取締役の職務執行に係る文書につきましては、法令および社内諸規程に基づいて適切な管理を実施しております。
- ② 執行役員制度により、取締役の職務と執行役員の業務執行を明確化し、効率的な意思決定を図っております。
- ③ 当社は、取締役会を18回開催し、所定の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受け監督を行いました。また、業務執行会議を20回開催し、他の重要事項等について審議・決定いたしました。取締役会等では、事業の動向、投資案件など当社およびグループ各社に係る重要な意思決定と報告事項につき経営分析資料、専門分野の資料等に基づき、十分な議論を尽くし、経営の監督機能を果たしております。

#### (5) 監査役の職務の執行について

- ① 監査役会規程・監査役監査基準等に従い、監査計画を立案し監査業務の分担を行うとともに、取締役会その他重要会議へ出席し、必要に応じて意見を述べております。
- ② 稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役や使用人に説明を求め、助言を行っております。
- ③ 監査役会を定期または必要な都度隨時に開催し、監査活動の報告・協議および情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めることに努めています。
- ④ 当社代表取締役社長等の経営陣との面談や適宜グループ会社監査役との意見交換・情報連絡等を行うとともに、グループ監査役会議を開催し、監査品質の向上に努めています。
- ⑤ 会計監査人の独立性と専門性の確認を行うとともに、監査計画の検証および監査・四半期レビュー結果の受領等を通じて十分な連携を図っております。
- ⑥ 監査部と定期または必要な都度情報交換を行う等により、連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、特に記載のない限り表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資 産 の 部)				
<b>流動資産</b>	<b>1,094,496</b>	<b>流動負債</b>	<b>894,961</b>	
現金及び預金	177,085	支払手形及び買掛金	834,925	
受取手形	11,801	リース債務	1,583	
売掛金	633,977	未払法人税等	7,096	
商品及び製品	157,286	賞与引当金	8,089	
仕掛品	2,071	役員賞与引当金	363	
原材料及び貯蔵品	8,312	株式給付引当金	271	
未収入金	84,368	役員株式給付引当金	293	
その他	19,925	独占禁止法関連損失引当金	4,937	
貸倒引当金	△331	その他	37,400	
<b>固定資産</b>	<b>345,388</b>	<b>固定負債</b>	<b>62,675</b>	
<b>有形固定資産</b>	<b>192,436</b>	社債	20,000	
建物及び構築物	76,328	長期借入金	10,000	
機械装置及び運搬具	20,348	リース債務	3,962	
工具、器具及び備品	5,053	繰延税金負債	18,533	
土地	70,908	再評価に係る繰延税金負債	298	
リース資産	3,294	退職給付に係る負債	7,314	
建設仮勘定	16,501	資産除去債務	1,079	
<b>無形固定資産</b>	<b>11,464</b>	その他	1,486	
のれん	1,402	<b>負債合計</b>	<b>957,637</b>	
リース資産	0	(純資産の部)		
その他	10,061	<b>株主資本</b>	<b>428,484</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>141,487</b>	資本金	18,454	
投資有価証券	115,315	資本剰余金	31,749	
長期貸付金	2,089	利益剰余金	399,650	
繰延税金資産	4,788	自己株式	△21,369	
退職給付に係る資産	9,156	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>53,303</b>	
その他	12,432	その他有価証券評価差額金	53,288	
貸倒引当金	△2,295	繰延ヘッジ損益	△1	
<b>資産合計</b>	<b>1,439,885</b>	土地再評価差額金	△3,362	
		為替換算調整勘定	475	
		退職給付に係る調整累計額	2,903	
		<b>非支配株主持分</b>	<b>459</b>	
		<b>純資産合計</b>	<b>482,247</b>	
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,439,885</b>	

## 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>売上高</b>	<b>2,961,051</b>
<b>売上原価</b>	<b>2,747,123</b>
<b>売上総利益</b>	<b>213,927</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>175,846</b>
<b>営業利益</b>	<b>38,080</b>
<b>営業外収益</b>	
受取利息	144
受取配当金	1,781
不動産賃貸料	512
その他	909
	3,347
<b>営業外費用</b>	
支払利息	279
支払手数料	145
不動産賃貸費用	215
その他	302
	942
<b>経常利益</b>	<b>40,485</b>
<b>特別利益</b>	
固定資産売却益	226
投資有価証券売却益	5,936
補助金収入	743
	6,906
<b>特別損失</b>	
固定資産売却損	39
固定資産除却損	202
減損損失	5,604
固定資産圧縮損	743
投資有価証券売却損	2
投資有価証券評価損	154
出資金評価損	142
賃貸借契約解約損	94
解約違約金	1,048
	8,032
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>39,359</b>
法人税、住民税及び事業税	13,318
法人税等調整額	△1,395
<b>当期純利益</b>	<b>27,436</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	46
親会社株主に帰属する当期純利益	<b>27,389</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	18,454	57,720	384,507	△36,412	424,269			
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△12,550		△12,550			
親会社株主に帰属する 当期純利益			27,389		27,389			
自己株式の取得				△11,003	△11,003			
自己株式の処分		△0		75	75			
自己株式の消却		△25,970		25,970	-			
連結範囲の変動			199		199			
土地再評価差額金の取崩			105		105			
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)								
連結会計年度中の 変動額合計	–	△25,970	15,143	15,043	4,215			
当期末残高	18,454	31,749	399,650	△21,369	428,484			
	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	54,438	1	△3,375	330	3,936	55,330	259	479,859
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当							△12,550	
親会社株主に帰属する 当期純利益							27,389	
自己株式の取得							△11,003	
自己株式の処分							75	
自己株式の消却							-	
連結範囲の変動							199	
土地再評価差額金の取崩							105	
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)								
連結会計年度中の 変動額合計	△1,149	△2	13	145	△1,033	△2,026	199	△1,827
当期末残高	53,288	△1	△3,362	475	2,903	53,303	459	482,247

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- |                 |                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------|
| (A) 連結子会社の数     | 16社                                              |
| (B) 主要な連結子会社の名称 | アルフレッサ株式会社<br>アルフレッサ ヘルスケア株式会社<br>アルフレッサ フーマ株式会社 |

##### ② 非連結子会社の状況

- |                  |                                                                                         |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (A) 主要な非連結子会社の名称 | アルフレッサ ビズサポート株式会社                                                                       |
| (B) 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

- |                  |                                                                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (A) 主要な非連結子会社の名称 | アルフレッサ ビズサポート株式会社                                                                                                                    |
| (B) 持分法を適用しない理由  | 持分法を適用していない主要な非連結子会社および関連会社は小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため持分法を適用しておりません。 |

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と同一の3月31日であります。在外連結子会社の事業年度の末日は12月31日でありますが、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### (A) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

###### (a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

###### (b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### (c) 投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

直近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法

###### (B) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

###### (a) 国内連結子会社

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品 主として総平均法

###### (b) 在外連結子会社

製品、仕掛品、原材料 移動平均法

###### (C) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (A) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

(a) 建物及び構築物 2~60年

(b) 機械装置及び運搬具 2~23年

(c) 工具、器具及び備品 2~20年

###### (B) 無形固定資産(リース資産を除く)

(a) 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(b) その他の無形固定資産 定額法

(C) リース資産

- (a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- (b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(D) 長期前払費用

支出した費用の効果の及ぶ期間にわたり均等償却

③ 重要な引当金の計上基準

(A) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については、個別に回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

(B) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担相当額を計上しております。

(C) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担相当額を計上しております。

(D) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(E) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員への給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(F) 独占禁止法関連損失引当金 一部の連結子会社は、独占禁止法に基づく課徴金等の支払いに備えるため、将来に発生しうる損失の見積額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

(A) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(B) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建売掛金および外貨建買掛金

(C) ヘッジ方針

通常取引の範囲内において、将来の取引市場での為替変動リスクを回避する目的においてのみヘッジを行っております。

(D) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債または予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

## ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

### (A) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。また、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～13年)による定額法により費用処理しております。未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### (B) 重要な収益及び費用の計上基準

主に医薬品および医療機器等の販売および製造販売を行っております。このような商製品の販売においては、商製品を顧客に引き渡し顧客が検収した時点で商製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

医療機器等の販売のうち、約束の履行に対する主たる責任、価格設定の裁量権等を総合的に考慮し、他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であると判断した場合には、代理人として、取引により得られた対価の額と第三者に対する支払額の純額で収益を認識しております。

### (C) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### (D) のれんの償却

20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

### (1) 会計方針の変更の内容および理由

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

### (2) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

独占禁止法に関連して将来に発生しうる損失の見積り

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

独占禁止法関連損失引当金	4,937百万円
--------------	----------

独占禁止法関連損失引当金は、連結子会社のアルフレッサ株式会社が医療用医薬品の入札における独占禁止法違反により公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けたことを受け、これに関連する契約違約金相当額の支払いに備えるため、将来発生が見込まれる損失のうち、期末日時点で合理的な見積りが可能と判断した金額を計上したものであります。

当該引当金の見積りにあたっては、契約条項に定める計算式および弁護士等の専門家への意見聴取に基づき当社グループにおける損失見込額を見積もっております。

これらの見積りの仮定は、相手方の意向等の不確実性が含まれており、予測不能な前提条件の変化等により、追加の損失発生または引当金の戻入れなど翌年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

現金及び預金	99百万円
商品及び製品	6,187百万円
建物及び構築物	14百万円
土地	406百万円
投資有価証券	8,961百万円
その他(投資その他の資産)	48百万円
合計	15,716百万円

##### ② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	13,209百万円
合計	13,209百万円

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

114,027百万円

(3) 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

建物及び構築物	320百万円
機械装置及び運搬具	180百万円
土地	1,014百万円
その他(無形固定資産)	45百万円
合計	1,559百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)および2001年3月31日の同法律の改正に基づき、一部の連結子会社において事業用土地の再評価を行っており、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法を適用しております。

② 再評価を行った年月日

2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△117百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	202,840千株	-千株	11,540千株	191,300千株

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少11,540千株は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,971千株	5,115千株	11,574千株	9,511千株

- (注) 1. 自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式(当連結会計年度末414千株)を含めています。  
2. 自己株式の増加株式数5,115千株は、取締役会決議による取得5,113千株および単元未満株式の買取請求によるもの1千株であり、減少株式数11,574千株は消却によるもの11,540千株、役員報酬BIP信託口における譲渡によるもの34千株および単元未満株式の買増請求に伴う譲渡によるもの0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	6,743百万円	36円	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	5,806百万円	31円	2024年9月30日	2024年12月5日

- (注) 1. 2024年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。  
2. 2024年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,830百万円	32円	2025年3月31日	2025年6月3日

- (注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い短期的な預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金、金銭債権である未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式または業務・資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に事業拠点の建設協力金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務および社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (A) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

連結子会社は、債権管理規程に従い、営業債権および長期貸付金について、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### (B) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、将来の為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。為替予約の執行・管理については、貿易業務の規程に基づき、実需ベースで実行・報告しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (C) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、純粹持株会社としてキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)を運営し、グループ全体の資金調達と運用の最適化を図っております。

連結子会社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	92,886百万円	92,886百万円	-百万円
資産計	92,886百万円	92,886百万円	-百万円
社債	20,000百万円	19,447百万円	△552百万円
長期借入金	10,000百万円	10,000百万円	-百万円
負債計	30,000百万円	29,447百万円	△552百万円

(注) 1. 現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	21,679百万円

3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は749百万円であります。

(3) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	177,085百万円	－百万円	－百万円	－百万円
受取手形	11,801百万円	－百万円	－百万円	－百万円
売掛金	633,977百万円	－百万円	－百万円	－百万円
未収入金	84,368百万円	－百万円	－百万円	－百万円
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	448百万円	800百万円	800百万円	－百万円
合計	907,681百万円	800百万円	800百万円	－百万円

(4) 社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
社債	－百万円	20,000百万円	－百万円	－百万円
長期借入金	－百万円	10,000百万円	－百万円	－百万円
合計	－百万円	30,000百万円	－百万円	－百万円

## (5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	90,770百万円	－百万円	－百万円	90,770百万円
社債	－百万円	2,115百万円	－百万円	2,115百万円
合計	90,770百万円	2,115百万円	－百万円	92,886百万円

### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－百万円	19,447百万円	－百万円	19,447百万円
長期借入金	－百万円	10,000百万円	－百万円	10,000百万円
合計	－百万円	29,447百万円	－百万円	29,447百万円

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び評価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券のうち社債については、市場価格情報(売買参考統計値等)を用いて合理的に算定される価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

社債については、市場価格情報(売買参考統計値等)を用いて合理的に算定される価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 貸貸等不動産に関する注記

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

#### ① 医療用医薬品等卸売事業

	金額
医療用医薬品	2,743,035 百万円
診断薬	110,155 百万円
医療機器等	167,849 百万円
その他	69,743 百万円
内部売上高	△469,720 百万円
外部顧客への売上高	2,621,062 百万円

#### ② セルフメディケーション卸売事業

	金額
一般用医薬品	158,650 百万円
サプリメント、健康食品、食品等	54,931 百万円
その他	52,166 百万円
内部売上高	△473 百万円
外部顧客への売上高	265,275 百万円

#### ③ 医薬品等製造事業

	金額
医療用医薬品	15,858 百万円
診断薬	3,297 百万円
医療機器等	8,125 百万円
医薬品原薬	7,503 百万円
受託製造	17,899 百万円
その他	2,439 百万円
内部売上高	△17,433 百万円
外部顧客への売上高	37,690 百万円

#### ④ 医療関連事業

	金額
調剤報酬	36,680 百万円
その他	342 百万円
外部顧客への売上高	37,023 百万円

#### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

主に医薬品および医療機器等の販売および製造販売を行っております。このような商製品の販売においては、商製品を顧客に引き渡し顧客が検収した時点で商製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるところから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

医療用医薬品卸売業界においては、医薬品が生命関連商品であり納入停滯が許されないという性質上、薬価改定後の一定期間、価格未決定のまま医療機関に納品し、その後卸売業者と医療機関との間で価格交渉を行うという特有の慣行が旧来より続いております。価格合意に至るまでの変動対価の見積りは、直近の価格交渉の内容や過去の実績などに基づき、発生しうると考えられる対価の額における最も可能性の高い単一の金額(最頻値)による方法を用いており、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

医療機器等の販売のうち、約束の履行に対する主たる責任、価格設定の裁量権等を総合的に考慮し、他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であると判断した場合には、代理人として、取引により得られた対価の額と第三者に対する支払額の純額で収益を認識しております。

商製品の販売の対価は、通常、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていないため調整を行っておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,650円27銭
- (2) 1株当たり当期純利益 147円54銭

(注) 役員報酬B I P信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産の算定上控除した当該自己株式は414千株であり、1株当たり当期純利益の算定上控除した当該自己株式の期中平均株式数は423千株であります。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	26,219	流動負債	22,368
現金及び預金	13,433	未払金	168
前払費用	9	未払法人税等	32
関係会社短期貸付金	12,701	未払消費税等	89
未収還付法人税等	31	関係会社預り金	21,719
その他	43	賞与引当金	83
固定資産	246,617	役員賞与引当金	48
有形固定資産	105	株式給付引当金	38
建物	69	役員株式給付引当金	86
器具及び備品	36	その他	99
無形固定資産	12	固定負債	31,442
ソフトウェア	12	社債	20,000
投資その他の資産	246,498	長期借入金	10,000
投資有価証券	11,646	繰延税金負債	1,395
関係会社株式	217,833	退職給付引当金	11
関係会社出資金	234	その他	35
関係会社長期貸付金	16,590	負債合計	53,811
長期前払費用	10	(純資産の部)	
保証金	147	株主資本	215,141
その他	35	資本金	18,454
資産合計	272,836	資本剰余金	96,729
		資本準備金	58,542
		その他資本剰余金	38,187
		利益剰余金	121,365
		その他利益剰余金	121,365
		繰越利益剰余金	121,365
		自己株式	△21,407
		評価・換算差額等	3,883
		その他有価証券評価差額金	3,883
		純資産合計	219,025
		負債・純資産合計	272,836

# 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>営業収益</b>	
受取配当金	17,913
グループ運営収入	2,568
	20,481
<b>営業費用</b>	
一般管理費	2,458
<b>営業利益</b>	<b>18,023</b>
<b>営業外収益</b>	
受取利息	145
有価証券利息	3
受取配当金	185
投資事業組合運用益	46
その他	14
	394
<b>営業外費用</b>	
支払利息	83
社債利息	165
支払手数料	145
投資事業組合運用損	53
その他	0
	447
<b>経常利益</b>	<b>17,970</b>
<b>特別利益</b>	
投資有価証券売却益	375
	375
<b>特別損失</b>	
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	101
出資金評価損	142
解約違約金	1
	246
<b>税引前当期純利益</b>	<b>18,099</b>
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	△280
	△276
<b>当期純利益</b>	<b>18,376</b>

## 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	18,454	58,542	64,205	122,748	115,539	115,539	△36,498	220,242		
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				△12,550	△12,550	△12,550				
当期純利益				18,376	18,376	18,376				
自己株式の取得						△11,003	△11,003			
自己株式の処分			△0	△0		75	75			
自己株式の消却			△26,018	△26,018		26,018	–			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	–	–	△26,018	△26,018	5,826	5,826	15,091	△5,101		
当期末残高	18,454	58,542	38,187	96,729	121,365	121,365	△21,407	215,141		
	評価・換算差額等			純資産合計						
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計								
当期首残高		3,163	3,163	720	720	720	223,406			
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				△12,550						
当期純利益				18,376						
自己株式の取得					△11,003					
自己株式の処分				75						
自己株式の消却				–						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計		720	720	720	720	720	△4,381			
当期末残高		3,883	3,883	720	720	720	219,025			

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

(A) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(B) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(C) 投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

直近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

② 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

③ 株式給付引当金 株式交付規程に基づく従業員への給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく役員への給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、子会社からのグループ運営収入(経営指導料)および受取配当金であります。グループ運営収入(経営指導料)については、子会社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務としており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 166百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額は、次のとおりであります。

① 短期金銭債権 18百万円

② 短期金銭債務 33百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業収益(受取配当金) 17,913百万円

(2) 営業収益(グループ運営収入) 2,568百万円

(3) 営業費用 48百万円

(4) 営業取引以外の取引高 156百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	15,971千株	5,115千株	11,574千株	9,511千株

- (注) 1. 自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式(当事業年度末414千株)を含めています。
2. 自己株式の増加株式数5,115千株は取締役会決議による取得5,113千株および単元未満株式の買取請求によるもの1千株であり、減少株式数11,574千株は消却によるもの11,540千株、役員報酬BIP信託口における譲渡によるもの34千株および単元未満株式の買増請求に伴う譲渡によるもの0千株であります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

未払事業税否認	8百万円
賞与引当金否認	37百万円
退職給付引当金	3百万円
関係会社株式評価損否認	2,190百万円
関係会社出資金評価損否認	156百万円
投資有価証券評価損否認	298百万円
繰越欠損金	577百万円
その他	529百万円
繰延税金資産小計	3,802百万円
評価性引当額	△3,446百万円
繰延税金資産合計	356百万円

② 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,730百万円
その他	△21百万円
繰延税金負債合計	△1,752百万円
繰延税金負債の純額	△1,395百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△30.4%
役員賞与損金不算入	0.1%
住民税均等割	0.0%
評価性引当額の増減	△2.0%
税率変更による影響額	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.5%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌々事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が42百万円増加し、法人税等調整額が6百万円増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アルフレッサ(株)	4,000	医療用 医薬品等 卸売事業	100.0	グループ運 営に関する 契約締結 役員の兼任	資金の預り (注)1	41,934	関係会社 預り金	10,000
	明祥(株)	395	医療用 医薬品等 卸売事業	100.0	グループ運 営に関する 契約締結 役員の兼任	資金の預り (注)1	2,667	関係会社 預り金	3,113
	アルフレッサ メディカル サービス(株)	450	医療用 医薬品等 卸売事業	100.0	グループ運 営に関する 契約締結 役員の兼任	資金の預り (注)1	2,570	関係会社 預り金	5,602
	アルフレッサ ヘルスケア(株)	499	セルフメ ディケー ション 卸売事業	100.0	グループ運 営に関する 契約締結 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	2,096	関係会社 貸付金	8,700
	アルフレッサ ファーマ(株)	3,000	医薬品等 製造事業	100.0	グループ運 営に関する 契約締結 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	11,874	関係会社 貸付金	13,750
	アルフレッサ システム(株)	150	情報シス テムの運 用・保守 および 開発事業	51.0	グループ運 営に関する 契約締結 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	5,592	関係会社 貸付金	5
	セルリソーシズ (株)	80	特定細胞加 工物の製造 および再生 医療等製品 の製造事業	100.0	グループ運 営に関する 契約締結 役員の兼任	増資の引受け (注)2	3,000	—	—

### 取引条件および取引条件の決定方針

- (注) 1. 資金の預りおよび貸付は、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)に係るものであり、取引金額は当事業年度における平均預り残高および平均貸付残高を記載しております。なお、利息の支払いおよび受取りは市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 当社がセルリソーシズ株式会社の行った第三者割当増資を、1株につき1百万円で引き受けたものであります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,204円83銭

(2) 1株当たり当期純利益 98円99銭

(注) 役員報酬B I P信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産の算定上控除した当該自己株式は414千株であり、1株当たり当期純利益の算定上控除した当該自己株式の期中平均株式数は423千株であります。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

アルフレッサ ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細矢 聰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高野 浩一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斎藤 直樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルフレッサ ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルフレッサ ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

アルフレッサ ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	細 矢 聰
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	高 野 浩一郎
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	斎 藤 直 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルフレッサ ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担、監査計画等を定め、企業集団全体におけるガバナンスの強化を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

アルフレッサ ホールディングス株式会社  
監査役会

常勤監査役	尾崎正和	㊞
常勤監査役	上田裕治	㊞
監査役(社外監査役)	加藤善孝	㊞
監査役(社外監査役)	伊東卓	㊞
監査役(社外監査役)	木崎博	㊞

以上